

中核市移行による権限活用一覧

No.	事務権限		根拠法令及び条項	現状	権限活用の概要、効果
1	特定計量器の定期検査 立入検査等		計量法	下記事業を東京都が実施している。 ・商店等での量り売り、学校等での体重測定等、取引や証明に使用する電気式はかり、機械式はかり、分銅・おもり等のはかりの定期検査。小型はかりの前回実績は、検査受検事業者592件、受検台数1608台【指定定期検査機関又は職員が実施】 ・指定定期検査機関の指定 ・小売店などへの商品量目の立入検査【職員が実施】 ・特定計量器（水道メーター、燃料油メーター等）を取引や証明に使用している事業者への立入検査【職員が実施】 ・計量思想の普及啓発ほか	はかりの検査業務を通じて、事業者への直接指導や現状把握ができる。また、商品量目、特定計量器に係る立入検査及びはかりの定期検査については、検査方法や検査結果を市のホームページなどで公表することにより、市内業者の信頼につながり、市民が安心して商品を購入することができる。
2	民生委員の解職		民生委員法第11条	東京都の具申に基づき民生委員の解職について決定している。	民生委員活動の実態を、最も把握している市が指揮監督することで、地域特性に応じた指導ができる。
3	民生委員の指揮監督		民生委員法第17条	民生委員の職務に関する指揮監督は、都が担っている。 しかし、都が直接的に指揮監督する機会はなく、都の助言を受けた市により指導が行われている。	民生委員活動の実態を、最も把握している市が指揮監督することで、地域特性に応じた指導ができる。
4	民生委員の推薦		民生委員法第5条	市で推薦会を実施した後、都の社会福祉審議会の意見聴取後の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しており、通常75日程度の期間を要している。途中退任の時期によっては、数か月間民生委員が不在となる場合もある。	市の推薦によって厚生労働大臣が委嘱することで、委嘱までの期間が15日程度短縮されるため、不在の期間がなくなる。
5	社会福祉施設	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム等の設置の認可。設備運営の基準に関する条例を制定すること。検査、監督事務など。	老人福祉法第15条第4項、第6項、第16条第3項、第4項（第15条第6項準用）、第17条第1項、第2項、第18条第2項、第19条第1項、第19条第2項、第29条第1項、第29条第7項	市内の養護老人ホームは、5施設、4法人、特別養護老人ホームは、22施設、20法人、軽費老人ホームは、1施設、1法人、有料老人ホームは、27施設、22法人あり東京都が指導監査を2年に1回行っている。	養護老人ホーム等に入所している高齢者が安心して施設において生活を送るために、市が指導監査を行うことで直接施設運営を把握し、市民に密着した適正な指導を行い今まで以上にきめ細かく対応することが可能となる。
6		障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準の設定	障害者自立支援法第80条、第84条	障害者支援施設等の最低基準については、従来、国が定めていたが、第1次一括法において、障害者自立支援法が改正され、平成24年12月に東京都が条例制定した。	障害者支援施設等の設備及び運営について、条例で規定することにより、市民のニーズを的確に反映した障害福祉サービスの水準が確保され、制度の充実が図られる。
7		社会福祉法第70条（障害者自立支援法第49条）に係る社会福祉施設（障害者支援施設）に対する監督事務	社会福祉法第70条、第73条 障害者自立支援法第49条	平成25年度から、障害者支援施設を含む社会福祉法人の監査は市が実施することになるが、現在、施設等の監査については、都道府県知事の権限とされ、設置者等に対する報告請求、立入検査等の業務は、東京都が実施している。	事務権限の移譲により、法人監査と施設等監査を一体的に実施することで、障害者支援施設の設備や運営について、効率的かつよりきめ細やかな指導が可能となる。
8		児童福祉施設（民間保育所）の名称等、建物の規模等、責任者等の変更の届出	児童福祉法施行規則第37条第5項、第6項、第38条第2項、第3項	児童福祉法施行規則第37条第5項に則り、民間保育所から定員等の内容変更の申請があった場合には、申請日から起算して1か月以内に東京都知事に届け、東京都から承認を受けている。	内容変更等の承認事務を市が行うことにより、現状では3～6か月程度要している承認までの時日が1か月程度に短縮され、保育所の定員変更等最新の情報を市民に対して迅速に提供することができる。
9		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の設定	児童福祉法45条	児童福祉施設の最低基準については、従来、国が定めていたが、法改正により平成24年4月に東京都が条例制定した。市ではそれを上回る保育所の推奨基準を設定している。	保育室の面積、保育士の配置人数、保育時間等の基準について、条例で規定することにより、市が望ましいとする保育の水準が確保され、制度の安定が図られる。
10		児童福祉法第46条に係る民間保育所に対する監督事務	児童福祉法46条第1項、第3項、第4項	平成25年度からは民間保育所を運営する法人の監査は市が実施することになるが、現在、施設等の監査については、都道府県知事の権限とされ、設置者等に対する報告請求、立入検査等の業務は、東京都が実施している。	事務権限の移譲により、法人監査と施設等監査を一体的に実施することで、保育所の設備や運営について、効率的かつよりきめ細やかな対応が可能となる。

中核市移行による権限活用一覧

No.	事務権限	根拠法令及び条項	現状	権限活用の概要、効果
11	指定居宅サービス事業者の指定、更新の指定、変更・廃止・休止・再開の届出	介護保険法第70条第1項、第70条の2第1項、第75条第1項、第2項	指定居宅サービス等の広域型の指定は東京都が、八王子市民のみが利用できる地域密着型サービスについては八王子市が指定を行っている。しかし、同一の事業者が両方を提供している例（一般デイと認知症デイなど）もあり、事業者はそれぞれの窓口へ届出をしている。	広域型・地域密着の別なく事業者からの届出窓口や相談体制を一本化できる。これにより、事業者負担が緩和されるほか、従来数ヶ月後のHP更新によらなければ把握できなかった広域型事業者の最新情報を早期に捕捉し、必要に応じて市民に提供することができる。
12	指定居宅サービス事業の指定申請に係る説明会の開催		東京都は居宅サービス事業の指定申請にあたり東京都保健福祉財団への委託によって事前説明会を開催している。説明会の開催地は飯田橋であり、移動時間等を考慮すると本市の事業者はほぼ一日がかりとなる。	中核市移行に伴い、市内で説明会を開催することで事業者の負担が緩和される。
13	指定（介護予防）居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設に対する勧告及び勧告に従わなかった場合の公表、措置命令及びその旨の公示、指定の取消し又は効力の停止及び公示	介護保険法第76条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第77条第1項、第78条、第83条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第84条第1項、第85条、第91条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第92条第1項、第93条、第103条第1項、第2項、第3項、第4項、第104条第1項、第105条、第113条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第114条第1項、第115条、第115条の8第1項、第2項、第3項、第4項、第115条の9第1項、第115条の10	現在は、指定介護事業者への行政指導（改善勧告）や行政処分（改善命令・指定の取消）は、都の権限で行われており、行政指導や行政処分に該当する事項が認められたときは、都へその旨を通知することが義務付けられている。	行政指導と行政処分について、市の判断で実施することができ、より市の考え方を反映した指導などが可能となり、これらの取組みが指定介護事業者のサービスの質の向上につながる。
14	動物衛生業務	動物の愛護及び管理に関する法律（第35条～第39条関係） 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（第21条～第26条、第29条～第32条関係）	平成19年4月から保健所政令市となり、中核市移行に伴う移譲事務の大半を既に東京都からの事務処理特例により実施している。これらの事務の中で、飼い主からの犬及び猫の引取り（都条例第21条第1項）や負傷動物の収容（都条例第23条第1項）は本市で実施している一方で、その後の動物の飼養管理、譲渡、治療などは、東京都福祉保健局の機関である東京都動物愛護相談センター多摩支所（以下「動相センター」という。）へ委託している。 本市では市内の小学校低学年を対象に動物の命の大切さを伝える「動物ふれあい教室」を動相センターから本事業に係る「ふれあい犬」を借用して実施している。	○移譲済の事務で、レベルアップが必要な業務 収容した負傷犬・猫等の治療（都条例第23条第2項）、収容した犬・猫等の譲渡（都条例第25条第1項）、譲渡を求める者の申し出受理（都条例第25条第2項）について、動物の治療施設及び飼養管理施設を市が運営し、収容した犬・ねこ等について飼い主が判明しない場合など、市民にとって最も身近な自治体で譲渡することで市民の利便性の向上を図ることができる。また、飼い主が判明した場合には市内で返還することができるようになる。譲渡や返還を通して更なる動物愛護の精神の高揚を図り、人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざすことができる。 ○中核市移行に伴い実施する業務 動物愛護推進委員の委嘱及び協議会の設置を通して、本市における犬・ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性などを市民に周知するための活動を活性化していく。 ○法定外事務の推進 自前で「ふれあい犬」を育てるなど、動相センターに依存することなく「動物ふれあい教室」を推進することができる。
15	ダイオキシン類を排出する特定施設（一部）の設置許可	ダイオキシン類対策特別措置法第12条等	八王子市内のダイオキシン類を排出する特定施設事業者が許認可のため多摩環境保全事務所（立川市合同庁舎）まで出向く必要がある（約30事業所）。	事業場が存在している地域の市において、届出、指導等を直接行うことにより、対策の実効性が高まり、安全性の確保の徹底を図ることができる。また、事業者にとっても、窓口が身近になり、利便性が高まる。
16	産業廃棄物の収集運搬業・処分業許可、産業廃棄物処理施設の設置許可その他の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都知事の事務権限に属する事務（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条の範囲内）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条1項等	産業廃棄物の法律上の区分により、一般廃棄物の場合は市、産業廃棄物の場合は都道府県と管轄が異なっている。	八王子市内だけで産業廃棄物の収集運搬業を営む事業者には、一般廃棄物の収集運搬業の許可とともに八王子市で申請手続等が可能となり、利便性が高まる。

中核市移行による権限活用一覧

No.	事務権限	根拠法令及び条項	現状	権限活用の概要、効果
17	開発行為の許可	都市計画法第29条 宅地造成等規制法第8条	近年集中豪雨等の影響により、造成地の安全性について住民の関心が高まっている。本市でも数年前に開発隣接地において斜面崩壊の災害が発生した。	地域特性や現状を把握している市が、開発許可権に基づき審査を行うことにより、きめ細かな判断が可能となり、宅地造成地の安全性確保の徹底を図ることができる。
18	屋外広告物の規制に関する事務	屋外広告物法 景観法	景観法第7条第1項に規定する景観行政団体については、都道府県と協議し、同意を得られれば、屋外広告物法に定める事務の一部についての権限が認められる(屋外広告物法第28条)が、東京都は、景観行政団体である八王子市への権限移譲は認めておらず、「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づく対応のみ移譲されている。このため、八王子市景観計画において、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する方針は規定されているものの、本市独自の屋外広告物の規制や誘導等の実効性が担保されていない。	屋外広告物の規制と景観施策との連携により、市民が日常的に目にする機会が多い看板等が、地域の特色に応じた設置基準に基づいて整序されるなど、市民が望む景観形成の実現が可能となる。
19	個人施行者、区画整理組合、区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行等の認可	土地区画整理法第4条第1項(個人施行者)、 土地区画整理法第14条第1項(区画整理組合)、 土地区画整理法第51条の2第1項(区画整理会社) 他	現状では、左記の区画整理事業の施行等の認可を受ける場合、市を経由して都知事に申請をしなければならない。市で認可申請書等の内容を確認後、都に進達し、都も同様に内容を確認した後、認可するため、申請から認可までに期間を要する。	認可申請書等の協議事項の事務手続の簡素化により、1か月程度の期間の短縮が可能となる。 通常、市から都へ認可申請等の進達を行う際には、既に認可申請書等の内容について施行者と市は協議確認済みである。権限が移譲されることにより、都との協議・確認の事務手続が簡素化される。
20	県費負担教職員の研修	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条	東京都教職員研修センターが主体となって、各教員の経験年数、職層、業務内容別に定型化された研修を行っている。このうち、初任者研修、2・3年次研修等については、東京都の各区市町村に委任されている(島しょ等を除く)。	八王子市の状況や特性を織り込んだ研修を拡充し、本市の教育課題やその時々々の要請に応じた教員研修を実施することで、市の教育方針が教員により浸透しやすくなり、市の職員であるという自覚も高まり、指導改善効果等が期待できる。
21	重要文化財の現状変更に関する許可 埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑定、取扱い事務	文化財保護法第43条第1項、第3項、第4項 同法第101条、第102条第1項、第2項など	現在、埋蔵物を鑑査し、文化財として認める等の事務は、東京都教育委員会が行っている。	埋蔵物の鑑査や国の重要文化財の業務を担うことで、文化財に関する広範囲で深い知識を有する職員を育成することにより、文化財を見て歩く新たなコースの設定など、魅力ある歴史として磨きあげたものを市民へ発信することができる。その結果、より多くの市民が我がまちの歴史に興味を持ち、その思いが本市を誇りに思う郷土愛の醸成につながる事が期待できる。